

(別 紙)

令和4年度における主な介護報酬請求等の誤り

| サービス種別 | 内容 |
|-----------------|---|
| 各サービス共通 | サービス提供体制強化加算の算定要件を満たしていない。 |
| 訪問介護 | 初回加算の算定要件を満たしていない。 |
| | 早朝・夜勤加算の算定要件を満たしていない。 |
| | 同一建物減算を適正に行っていない事例がある。 |
| 通所介護 | 個別機能訓練加算の計画作成時に居宅訪問をしていない。 |
| | 送迎減算が適正に行れていない。 |
| | 機能訓練指導員の配置要件を満たしていないのに個別機Ⅰ（ロ）を算定していた。 |
| 介護老人福祉施設 | 夜勤職員配置加算の算定要件を満たしていない。 |
| | 中重度ケア体制加算の算定に当たり、専従の看護職員1人以上が配置されていない事例がある。 |
| 介護老人保健施設 | 薬剤師が実情に応じた適当数配置されていない。 |
| | 特定処遇改善加算の算定要件を満たしていない。 |
| | 療養食加算の算定要件を満たしていない。 |
| 短期入所療養介護 | 夜勤職員配置加算の算定要件を満たしていない。 |
| | 薬剤師が実情に応じた適当数配置されていない。 |
| | 特定処遇改善加算の算定要件を満たしていない。 |
| | 療養食加算の算定要件を満たしていない。 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 薬剤師が実情に応じた適当数配置されていない。 |
| | 特定処遇改善加算の算定要件を満たしていない。 |
| | 療養食加算の算定要件を満たしていない。 |
| 特定施設入居者生活介護 | 身体拘束の研修を実施していない。 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 身体拘束の研修を実施していない。 |
| | 介護職員処遇改善加算の算定に当たり、受け取った額を職員に配分しているか確認できない。 |

